

自由同和

大阪版

和運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No.466

2025年(令和7年)12月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <https://jiyudowa-osaka.org>

2026(令和8)年度要望書を大阪府に提出

大阪府
知事 吉村洋文様
大阪府教育庁
教育長 水野達朗様

自由同和会大阪府本部
会長 畑中幸司

2026(令和8)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この法律の第6条に規定する部落差別にかかる実態調査の調査結果が、令和2年6月に公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」とことが証明されました。

さらに、福岡県が令和4年8月～令和5年3月の間に県内の72箇所の隣保館と隣保館以外の47箇所の公共施設を利用した人を対象にした「福岡県隣保館人権課題把握調査」の結果が令和5年12月に公表されました。この結果でも私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」とことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、令和5年6月に成立しました「LGBT理解増進法」いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、「人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない」との記載がありますが、「人権擁護法案」が成立する前提であったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵犯事件調査処理規程」を持ち出しての苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していて、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、

他の条約と同じように実施状況を国連へ報告する義務があり、第1回の報告を平成28年6月に提出されましたが、新型コロナウイルスのまん延から遅れていた審査が令和4年8月22日・23日にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われ、総括所見が9月2日の第611回会合において採択され、やはり「パリ原則に基づく国内人権機関の設置」が勧告されました。

令和3年9月に提出された「女子差別撤廃条約実施状況」第9回報告の審査が10月17日に行われ、同月29日に総括所見が発表されました。同じく「パリ原則に基づく国内人権機関の設置」が勧告されました。その問への政府の答えは「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、適切に検討しているところである。全国50か所の法務局、地方法務局及びその支局(合計311か所)における職員及び全国1万4千人の人権擁護委員が人権相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている」と、令和元年9月に「人種差別撤廃委員会」へ回答した同じ内容になっています。

これらのことを見ると、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策事業特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消すべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、府民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、府民の皆様に理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪府におかれましても、「2025年大阪・関西万博」が大盛況に終えたことは、喜ばしく思っております。

また、国際都市にふさわしい環境を整備するため、令和元年に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」など各種条例を制定されました。また、令和3年12月「大阪府人権施策推進基本方針」の改正、令和6年4月には、改正された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されましたが、引き続き、実効性のある取り組みを迅速に進めて頂きたい。

とりわけ、同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 吉村 洋文知事の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

2 基本要求

- (1) 令和6年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
- (2) 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が令和6年4月に施行されたが、インターネット上の人権侵害の対処についてはどのような対策を講じられ対応されたのか詳細を明らかにされたい。
- (3) 人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する令和6年度の人権相談の窓口の状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- (4) 教員の「盗撮事件」は、衝撃的であったが、大阪府として確認されているのか、教員に対してどの様に指導されるのか教えていただきたい。並びに職員及び教職員に対する同和問題・人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- (5) 「大阪府人権教育推進計画」の取り組み状況と課題を明らかにされたい。
- (6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」第5条①で国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。」と明記されているが、今後は、同和問題解決のためマイナス面である差別を強調するのではなく、解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の、大阪府及び大阪府教育庁が行っている同和問題教育・啓発事業や人権教育を学校教育に於いて、低学年から高校までどの様な教育・啓発を行なったか、生徒がどの様に理解しているのか教えていただきたい。
- (7) 同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みの状況を明らかにされたい。
- (8) 最近では、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が増加傾向にあり、より精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名の投稿であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を府民や教育の場でも周知し、府民のインターネットリテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。また削除依頼の状況・成果を教えていただきたい。
- (9) 中小零細企業は、人手不足・最低賃金引上げ、コスト上昇分を価格転嫁出来ず収益が出ないという状況になっていて、事業を再構築できない会員が多くいる。コロナ関連融資の借り入れ債務について、事業者の状況に応じた対応をされたい。また条件変更時の保証料の見直しも相談事項によく上がってきていていることから、現状はどの様になっているか、また大阪府・保証協会の方針・制度があれば教えていただきたい。

3 課題別要求

(1) 福祉

- ①介護保険の現状と今後の取り組みを明らかにされたい。
 - ②低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、生活困窮となった家庭への支援状況等はどうになっているのか、また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など日常生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが、府立高校に於いて「ヤングケアラー」に関する実態調査が実施されたが、この一年で大阪府教育庁が把握された件数、教育と福祉の連携がされているのか並びに取り巻く現状と課題と取り組みを明らかにされたい。
 - ③悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月に改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが、この1年の件数と状況を明らかにされたい。
 - ④高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。また、地域における「(街かど) デイハウス」など物価高騰の煽りを受け経営難と聞き及んでいる。
- 大阪府はどのように考えているか明らかにされたい。

- ⑤平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等が図られてきたが、府内の市町村では、受給サービス日数や時間の上限の有無などで対応に格差が生じている。大阪府では、各市町村で各人の障がい状況等を踏まえ適切に支給決定されるよう助言等をしているとのことだが、各市町村にどのような助言等を行ったのか明らかにされたい。また、市町村の対応に格差が生じている件について、大阪府としての考えを明らかにされたい。

(2) 雇用・産業

- ①同和問題をはじめ様々な課題を有する人々の自立のための能力開発等雇用対策について明らかにされたい。

②障がい者の雇用に関しては、精神障がい者も平成30年度から雇用義務の対象になり、更に法定雇用率も令和3年3月1日から2.3%に引き上げられたが、大阪府における令和5年6月1日の集計で民間企業が達した割合は、46.1%とやっと半数に近づいたところだが、令和6年4月からは法定雇用率が2.5%に引き上げられたことなどで令和6年6月1日時点では41.7%になり4.4ポイント低下したことから、違反する企業をなくし障がい者の雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。

③物価高騰により、年金だけでは生活が苦しい高齢者の就労支援対策について明らかにされたい。

④大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援する事業を実施されているが、今年度の第1期は申請数に達したため受付を終了し、第2期については定められた期間を経過したため受付を終了している。奨学金返還支援制度は企業と従業員の両方にメリットがある制度であるため、本制度の導入を支援する本事業については、来年度以降も是非とも継続されたい。

(3) 住環境

①旧同和地区の公営・改良住宅の耐震・老朽化による建て替えについて明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、積極的に払い下げを促進され、民間事業者等の力を活用するなど工夫を行い、公営住宅だけでなく混住化を図るためにも中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅やUR賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

②団塊の世代の高齢化等により高齢者と若者が共存できる「定住魅力あるまちづくり」「人権のまちづくり」「ノーマライゼーション」の理念を取り入れられたい。

(4) 女性

- ①「おおさか男女共同参画プラン」の昨年の進捗状況を明らかにされたい。
- ②「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメントは防止の措置を講じることになっているがマタニティハラスメントも平成29年1月から防止の措置を講じなければならなくなり相談窓口の設置が義務化された。

大阪府労働相談センターにおけるマタニティハラスメントに関する令和6年度の相談件数について明らかにされたい。

- ③令和3年6月15日より改正ストーカー規制法が一部施行されたが、大阪府が把握されている令和6年度の「女性相談センター」の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。

(5) 人権・文化・啓発

- ①大阪府は、令和2年1月22日より「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を施行したが、各市町村との連携とその後の状況を明らかにされたい。
 - ②「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、「大阪府人権相談窓口」ならびに、「ネットハーモニー」の相談状況・救済方法を明らかにされたい。
 - ③識別情報の摘示を「人権侵犯事件処理規定」の調査の対象に加えたことと、個人ではなく関係行政機関からの通報で一気に新規受理件数が増えた。
- 令和6年の同和問題関係での新規処理件数は499件になっており、そのうち関係行政機関からの通報は390件になっているが、この状況について大阪府としての考え方を教えていただきたい。

(6) 教育

- ①「いじめによる自殺」という悲惨なニュースを耳にするたびにどうして救えなかったのかと心が痛みます。「道徳教育」において「差別をしない・いじめは悪いこと」などの教育が必要であると考える。学校教育の中で「特別の教科」としての「道徳」が位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考える。

また、小学校での「道徳」授業が行われているが、低学年からの「同和問題」についての授業はなされているのか各市町村の実情を報告されたい。子どもたちの道徳心が培われいじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

- ②府立学校等での同和問題教育・人権学習の実施状況を明らかにされたい。
- ③「高等学校等就学支援金制度」について、所得制限なしで基準額が公立・私立に支援され、令和8年度には所得制限を撤廃し私立高校の授業料に対して加算支援されると聞いている。

大阪府では、私立高校の授業料無償化制度の影響等により既に定員割れする府立高校が出てきており、このままでは地域で大事な役割を果たす府立高校が無くなってしまうのではないかと危惧している。

このような中、私立高校に負けない選ばれる府立高校づくりに向け、学校の魅力づくりや特色化など府立高校改革を進めていく必要があると考えるが、大阪府教育庁としての考え方を教えていただきたい。

- ④学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」(教職員向け)の通知がされているが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が確立されるよう学校や市町村教育委員会へ働きかけられたい。

また、改訂された学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。